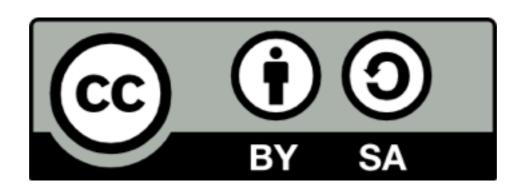
# 青年式在金融#08

# Copy Bight

青山学院大学 地球社会共生学部 古橋 大地 @mapconcierge



本コンテンツは ライセンスは特に断りのない限り CC BY-SA 4.0 に従います。



# #先週の課題

CCBY-NDライセンスで 許諾不要条件で できること/できないこと 事例メモをそれぞれ3点ずつ、 合計6点具体例を挙げ、図化。 Twitterに指稿。

#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。

### CCBY-ND

表示-改変禁止

許諾不要で

許諾不要で

#### できること



自分のポッドキャスト番組に バックミュージックとして使用 自分のポッドキャスト番組に 複数の曲とリミックスして使用

自分のポッドキャスト番組にバックミュージックとして使用

自分のポッドキャスト番組に 複数の曲とリミックスして使用

・自分のポッドキャスト番組に バックミュージックとして使用

自分のポッドキャスト番組に 複数の曲とリミックスして使用 今日のテーマ

フェアユース

# 米惑をかけない 使い方ならば 自由に使って良い。

# 迷惑をかけない

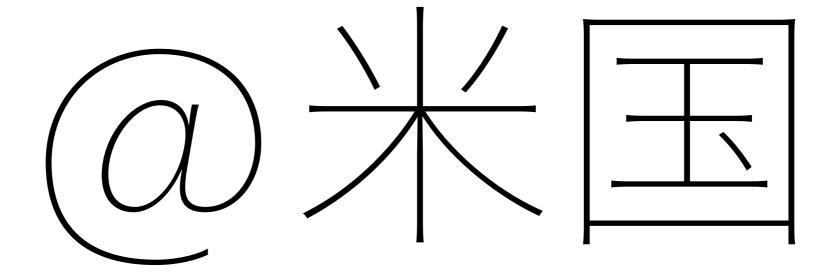
使い方ならば自由に使って良い。

1976年著作権法における内容と判断 1976年著作権法では「批評、解説、ニュース 報道、教授(教室での利用のための複数のコピー作成行為を含む)、研究、調査等 を目的とする」場合の**フェアユース**を認めているが、著作物の利用が**フェアユース** になるか否かについては少なくとも以下のような4要素を判断指針とする。

フェアユース - Wikipedia



https://ja.wikipedia.org/wiki/フェアユース



### Folsom V. Marsh半1決

ジョージ・ワシントンの 書簡に伝記を加えた 著作物の編纂

# 初期の3要素

- 1. 「抜粋の性質と目的」
- 2. 「利用された部分の量と価値」
- 3. 「原作品の売り上げの阻害、 利益の減少、または目的の 無意味化の度合い」

# フェアユース4定義

- 1.利用の目的と性格
- 2. 著作権のある著作物の性質
- 3. 著作物全体との関係における利用された部分の量及び重要性
- 4. 著作物の潜在的利用又は価値に対する利用の及ぼす影響

wikipedia & り

#### 1. 利用の目的と性格(利用が営利性を有するか、非営利の教育目的かという点も含む)

利用が営利性を有すると認められたならば、フェアユースの成立を否定的に、非営利であれば肯定的に見積もり、他の要素の判断を行う。非営利と認定されれば原告が、営利と認定されれば被告がそれぞれ「著作物の潜在的利用又は価値に対する利用の及ぼす影響」を立証する必要がある。また、トランスフォーマティブな利用(transformative use、「変形的利用」などと訳され、元の著作物の市場との衝突が少なく、元の著作物には存在しない付加価値をつけた利用をさす。パロディーが代表例として挙げられる。)については商業的であっても非営利である場合と同じく、原告が「著作物の潜在的利用又は価値に対する利用の及ぼす影響」を立証する必要がある。

なお、全ての会員がアクティベーション解除やアップロードなど、いずれかの作業を分担することで著作権が存続しているソフトウェアを共有する、会員制のウェブサイトを運営していた被告が「大学教授が、利用者から対価を受け取らず、大学構内にサーバーを設置して運営していたため、教育目的の非営利だ」と主張した裁判において、分担しなくてはいけない「いずれかの作業」を実行する労力の提供を「営利」と認め、フェアユースの成立を否定した判例が存在する。また、正規に著作物の複製を入手する費用を節約するための私的な複製も「営利」と認められている。

ただし、単に営利的・非営利的というのみで決定されるものではない。名誉毀損を目的とする広告に対抗するべく、支持者から寄付を募るために同広告を100万部に渡り複写し送付した事例では、利用の目的が資金を集めるという営利的なものではあったが、それ以上に「広告への対抗」である点を重視しフェアユースを認めた。

© Wikipedia, CC BY-SA

#### 2. 著作権のある著作物の性質

著作物の内容が事実を伝えたり(例えば、書式が限られる学術論文)、単にある機能を果すだけの著作物(例えば、地図)であれば、その著作物の使用にフェアユースが認められる公算は高くなる。 反対に著作物の内容が芸術性を多分に帯びたもの(例えば、小説)であれば、フェアユース成立の蓋然性は低くなる。利用が極めて困難な絶版などの理由があれば、それもフェアユース成立に有利に働く。公表権を侵害した場合はフェアユースの成立に悪影響を及ぼすが、決定的な要因たりえず、この事実のみでもってフェアユース成立が否定されることはない(#1992年の改正も参照)。

© Wikipedia, CC BY-SA

# 3. 著作物全体との関係における 利用された部分の量及び重要性

一般に、著作物の使用量が少なく、また、使用箇所が著作物の核心的部分に触れていない場合、フェアユースが認められやすくなる[14]。ただし、単に量のみが斟酌されるのみならず、目的の達成に必要な量を超えて使用したかが焦点となるため、状況によっては完全な複製であってもフェアユースが認められることはある[14]。使用箇所が著作物の核心的部分に触れると量によらず、フェアユース適用に対して負に働きうる。 © Wikipedia, CC BY-SA

#### 4. 著作物の潜在的利用又は価値に対する 利用の及ぼす影響

複製物の使用が市場(潜在的な市場を含む)に悪影響を与える場合、フェアユースの成立を不利にする。
© Wikipedia, CC BY-SA

# 米惑をかけない 使い方ならば 自由に使って良い。

て、七、

# 残念ながら 適用されません。

#### 総合 政治一般 選挙 デジタル国会議員名鑑

[PR] 所沢市のマンションを売却した結果に驚愕/提携

#### フェアユース

関連ニュースはこ

#### 政府検討 著作物無承諾利用、「公正」判断難しく

毎日新聞 2016年2月29日 東京朝刊 政治 > 政治一般 > 紙面掲載記事 >



音楽、映画、出版物といった著作物を「公正な利用(フェアユース)」であれば無断、無償で利用できるように著作権法を改めるべきだという主張が、インターネット関連業界を中心に出され、政府・自民党内で検討が行われている。たとえば、ネットの世界に新しいサービスが登場して適法か違法か判断しづらい場合、国際競争に負けないよう「公正」という概念で見切り発車させ、決着は裁判でつけようという考え方だ。しかし、何を「公

正」とするのか明確な線引きは難しく、著作物の権利者団体は「法的な混乱を招く」と反発している。

# #令週の課題

「Google マップ・Google Earth」を用いて、 検索結果や地図/航空写真を参考に

淵野辺おすすめカフェガイドマップを作成。

そのコンテンツをウェブ上で公開し、 誰でも閲覧可能にしたいと考えた。

日本国内において、**フェアユースの観点**で このような行為を学生が行った場合 どのような問題が起こるか140文字以内で 自分の意見を論じよ。

#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。



# Googleマップ/Earth 利用規約群

Google マップ / Google Earth にアクセス、Google マップ / Google Earth のアプリをダウンロードまたは使用することで、次に同意したものとします。

Google 利用規約(以下「共通利用規約」)、

Google マップ / Google Earth 追加規約(以下、「マップ / Earth 追加規約」)、Google マップ / Google Earth 法的通知(以下「法的通知」)、および Google プライバシー ポリシー(以下「プライバシー ポリシー」)。

これら4つの文書を注意深くお読みください。まずは共通利用規約をお読みください。共通利用規約では、アップロードしたコンテンツの知的所有権、および Google コンテンツや第三者のコンテンツの使用または運転中の Google マップ / Google Earth の使用におけるお客様の責任などについて明らかにしています。

共通規約、マップ / Earth の追加規約、法的通知、およびプライバシー ポリシーを「契約」と総称します。この契約は、Google マップ / Google Earth の使用に関して、お客様と Google 間で法的拘束力を持ちます。

### Google マップ / Google Earth 追加利用規約

禁止行為。Google マップ / Google Earth の使用時に次の行為は禁止されています (お客様の代理人が行うことも禁止されています)。

- a. Google マップ / Google Earth の一部を再配布または販売すること、Google マップ / Google Earth に基づいて新しい商品やサービスを作成すること(利用規約に従う Google マップ / Google Earth の API 使用を除く)、
- b. コンテンツをコピーすること(Google マップ、Google Earth、ストリートビューの使用許諾ページまたは「フェアユース」を含む知的所有権に適用される法律で許可されている場合を除く)、
- c. コンテンツを大量ダウンロードまたは一括フィードを作成すること(またはその行為を第三者に委託すること)、
- d. Google マップ / Google Earth を使用して地図関連の別のデータセット(地図やナビゲーションのデータセット、ビジネス リスティングのデータ ベース、メーリング リスト、テレマーケティング リストを含む)を、Google マップ / Google Earth に代わるまたはそれに類似するサービスで使用する目的で作成すること、
- e. Google マップ / Google Earth を第三者の商品やサービスで、またはリアルタイム ナビゲーションや自律的車両制御に関連して使用すること (Android Auto や Send to Car など Google が提供する機能を介する場合を除く)、
- f. Google マップ / Google Earth またはその関連ソフトウェアのソースコードのリバース エンジニアリングや抽出を行うこと(そのような制限が法律によって禁止されている範囲を除く)、
- g. Google 利用規約、それに含まれるリンクや注釈、または著作権、商標、その他の所有権についての記載を削除、隠ぺい、変更すること、または
- h. 第三者の権利(プライバシー権、パブリシティー権、知的所有権を含む)に対する不適切、違法な行為またはそれを侵害する行為。

#### Google マップ、Google Earth、ストリートビューの使用

#### #ファアユース

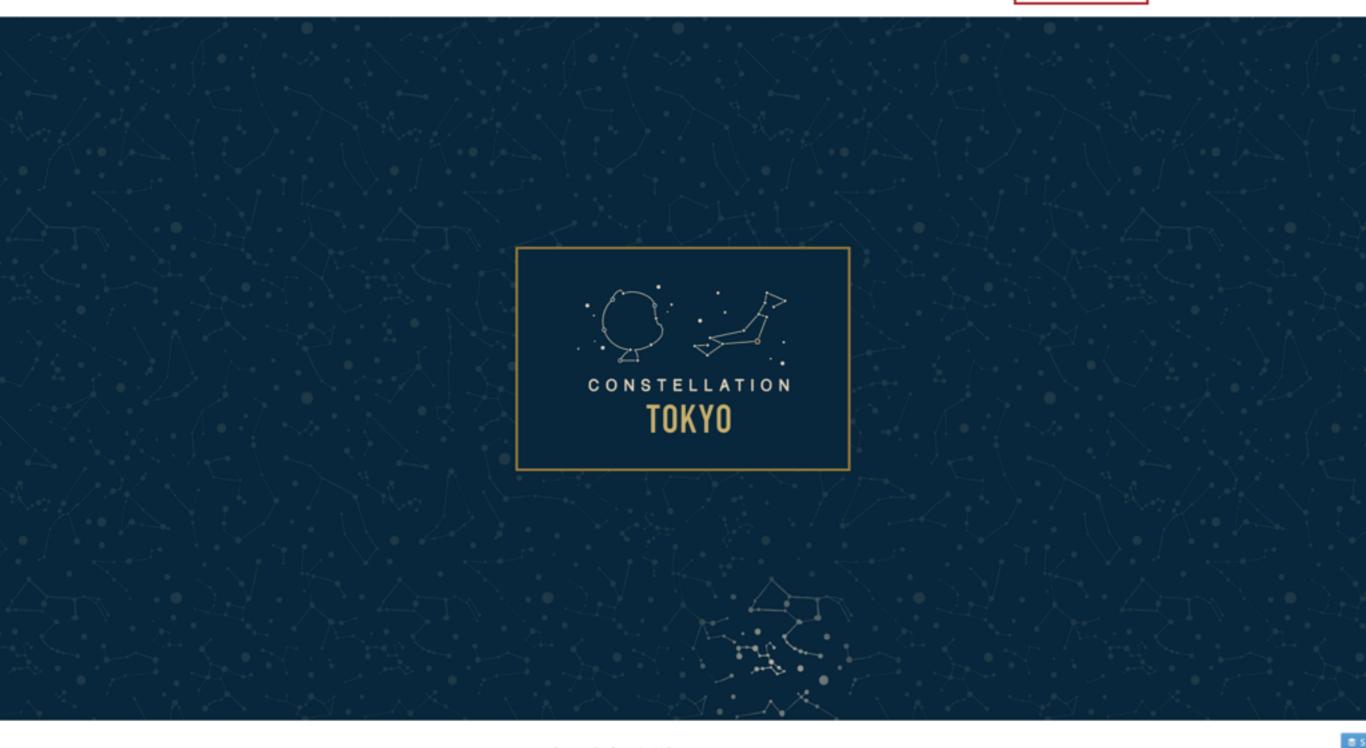
Google からユーザーに付与されるライセンスとは別に、ユーザーは「フェアユース」の規定に基づいて Google のコンテンツを使用できます。フェアユースとは、「特定の状況においては、著作権保持者の許可を得なくても著作物を使用できる」とする米国著作権法の考え方です。

米国以外の国の著作権法にも同様の(ただし多くの場合、より限定された)概念があります。たとえば、多くの国において「フェアディーリング」として知られる概念があります。ユーザーが Google のコンテンツを使用する際、それがフェアユースにあたるかどうか、またはフェアディーリングとみなされるかどうかを Google は判断できません。これを判断するには、コンテンツの使用に関する具体的な事実をすべて踏まえたうえで法的に分析する必要があります。著作物のフェアユースに関する不明点については弁護士に相談することをおすすめします。

# 来週(6/6)

**大**講

GitHub



GitHub のカンファレンスが日本初上陸! 2017年6月6日 | TABLOID, TOKYO

⊸ チケットを 申し込む